



中部電力

# 浜岡原子力発電所 基準地震動・基準津波等の審査スケジュールについて

2023年5月26日

# 目次

---

1 各審査項目の審査の進捗状況、対応状況	3
2 基準地震動、基準津波の説明項目と論点に関する評価方針	5
3 審査スケジュール	10

# 1 各審査項目の審査の進捗状況、対応状況 敷地の地質・地質構造、基準地震動

第1122回審査会合(2023年3月9日)からの審査状況等の更新を赤字で示す。

■現状の各審査項目の審査の進捗状況、対応状況は以下のとおり。審査を遅滞なく進めていただけるよう各審査項目の対応を行っている。

## (1) 敷地の地質・地質構造

項目	審査状況・対応状況等の概要	関連する審査会合（予定含む）
評価対象とする断層の代表性	敷地においては、最後に活動した断層と考えられるH断層系を活動性評価の対象とし、以降の検討を行うことについて概ね理解を得られた。	第962回審査会合（2021年4月2日）
H断層系の同一性	H-m4~H-m0、H-1~H-9断層の活動時期はすべて同じ時代であり、それらの活動性は、どの断層でも代表できると判断されることから、H-9断層の活動性をもって評価することについての考え方はご理解いただいたが、上載地層の堆積年代評価の妥当性も含めてH-9断層ですべてのH断層の活動時期を代表できるかどうかについて、現地調査を実施し内容を確認していくとされた。	第1035回審査会合（2022年3月18日） ➡現地調査にて確認。
H断層系の活動性（H-9断層）	H-9断層の上載地層（「泥層」）の堆積年代評価について、①「泥層」の堆積年代評価方針、②地形学的調査、③「泥層」の調査、④「泥層」と古谷泥層との対比、⑤「泥層」と古谷泥層以外の堆積物との対比の課題を認識したうえで、新たなデータを取得し、論理構成を必要に応じて再考、明確にし、科学的データに基づく確実な評価結果を示すこととの指摘を受け、泥層の広域的な分布、笠名礫層による古谷泥層の削り込みの探索等を全力で取組みを進めている。現在進めている追加調査の目論見とそれに基づく対応方針を説明していく。並行して調査・分析を進めておりデータが纏まった段階で説明を行う予定。	第1078回審査会合（2022年9月30日） ➡追加調査、追加検討を行う。 第1105回審査会合（2022年12月23日） ➡目論見を持った調査とそれに基づく対応方針の説明を行っていく。 第1122回審査会合（2023年3月9日） ➡現在進めている追加調査の結果が纏まった段階で対応方針等の説明を行っていく。

## (2) 基準地震動

項目	審査状況・対応状況等の概要	関連する審査会合（予定含む）
敷地ごとに震源を特定して策定する地震動評価	延べ21回の審査会合で審議いただき、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動評価について概ね理解を得られた。	第1041回審査会合（2022年4月15日）
震源を特定せず策定する地震動	先行審査での指摘事項を踏まえ、標準応答スペクトルに基づく地震動の評価に用いる地下構造モデル（SGFモデルに変更）、地震規模（M7.0）等をご説明。震源を特定せず策定する地震動でもS波低速度層による増幅を考慮した評価を行うことなどのコメントを受け、継続審査中。 ➡ コメント回答についてヒアリングを実施中。	第1117回審査会（2023年2月24日） ➡コメント回答資料作成後、審査会合で説明予定。
基準地震動の策定	免震構造の採用を踏まえた基準地震動の作成、妥当性確認や応答スペクトル法のSsの水平動と鉛直動の比率を踏まえた妥当性の説明等を取り入れた上で、 <b>審査資料は取り纏め</b> 中。	➡震源を特定せず策定する地震動の審査が終わり次第、審査会合で説明予定。

# 1 各審査項目の審査の進捗状況、対応状況 基準津波、火山、基礎地盤

第1122回審査会合(2023年3月9日)  
からの審査状況等の更新を赤字で示す。

## (3) 基準津波

項目	審査状況・対応状況等の概要	関連する審査会合（予定含む）
プレート間地震の津波評価	敷地への影響が最も大きい津波であり、延べ9回の審査会合で議論いただいた。水位上昇側（敷地前面T.P.+22.7mなど）、水位下降側（3,4号取水塔の水位低下時間13.6min）の評価結果についてはおおよそ理解をいただいた一方で、プレート間地震の津波評価全体の方針、論理構成を再点検し、一連の体系的な内容として整理された資料とするようコメントを受け、継続審査中。 →コメント回答資料を作成中。	第1109回審査会合（2023年1月27日） →コメント回答資料作成後、審査会合で説明予定。
地震以外の要因による津波（地すべり、火山現象）	延べ3回の審査会合で議論いただいた。現状残っている指摘事項は、「過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明すること」を含め3つである。→コメント回答資料は作成済。	第862回審査会合（2020年5月21日） →今後、審査会合で説明予定。
地震による津波（海域の活断層による地殻内地震、海洋プレート内地震）	先行して審査済の浜岡の活断層評価、地震動評価の審査結果を踏まえ、海域の活断層の断層長さの変更、海洋プレート内地震の地震規模に関する検討の反映等を行っており、 <b>審査資料は作成済</b> 。	今回、方針をご説明 →今後、評価結果を含めて審査会合で説明予定。
津波発生要因の組合せ	他サイトでの審査実績を踏まえ、津波の組合せの対象とする波源の選定、時間差の検討方法、津波の時間差を検討する評価地点の説明を取り入れた上で、 <b>審査資料は取り纏め</b> 中。	今回、方針をご説明 →各要因による津波評価の審査が終わり次第、評価結果を含めて審査会合で説明予定。

## (4) 火山

項目	審査状況・対応状況等の概要	関連する審査会合（予定含む）
火山影響評価	過去2回のヒアリングを実施。また、火山現象による津波評価と関連して、「火山の活動履歴の調査」について審査会合で説明。現在、最新知見の反映等を行っており、 <b>審査資料は取り纏め</b> 中。	第862回審査会合（2020年5月21日） →Ss、基準津波確定後に審査会合で説明予定。

## (5) 基礎地盤

項目	審査状況・対応状況等の概要	関連する審査会合（予定含む）
基礎地盤	ヒアリング未実施。先行審査での指摘事項を踏まえて <b>審査資料を検討</b> 中。	→Ss、基準津波確定後に審査会合で説明予定。

## 2 基準地震動、基準津波の説明項目と論点に関する評価方針

# 基準地震動（基準地震動の策定）

項目	論点	方針	備考
基準地震動Ssの策定方針 (Ss1:増幅なし領域 Ss2:増幅あり領域)	策定方針	・基準地震動Ssは、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」および「震源を特定せず策定する地震動」の評価結果に基づき策定する。	先行審査と共通の論点
	地震動の顕著な増幅を踏まえた策定方針	・敷地における地震動の増幅特性は地震動の顕著な増幅が見られる観測点と見られない観測点とに分かれることを踏まえ、 <b>地震動の顕著な増幅を考慮しない領域（1～4号炉周辺）で用いる基準地震動Ss1と地震動の顕著な増幅を考慮する領域（5号炉周辺）で用いる基準地震動Ss2を策定。</b>	浜岡の特徴に係る論点
	「免震設計に用いる基準地震動」を策定するか否かの方針	・基準地震動の策定では、免震構造審査ガイドを踏まえ、免震構造物の固有周期の2倍の周期までに着目し、 <b>固有周期の2倍の周期が5秒以下の免震構造物を対象として、周期5秒まで設定する基準地震動を免震設計にも用いることとし、別途「免震設計に用いる基準地震動」を策定しない。</b> (免震構造を採用した緊急時ガスタービン発電機建屋は、固有周期の2倍の周期が5秒以下) ・免震設計にも用いるSs-Dは、免震構造審査ガイドを踏まえ、プレート間地震の断層モデルを用いた手法による時刻歴波形や国交省の基整促波との比較によりSs-Dの継続時間を検証。	浜岡の特徴に係る論点
応答スペクトルに基づく手法による基準地震動Ss-D (Ss1-D,Ss2-D)	策定方針	・Ss1,Ss2について、設計用応答スペクトルは、応答スペクトルに基づく手法による地震動評価結果を包絡し、断層モデルを用いた手法による地震動評価結果も踏まえて設定。(当初申請から方針・結果とも変更なし)	先行審査と共通の論点
	水平動と鉛直動の比率の妥当性	・水平動と鉛直動の比率は、敷地の地震動への影響が大きい <b>プレート間地震の断層モデルを用いた手法による地震動評価結果の特徴を踏まえて、水平動をより大きく設定した結果であることを説明。</b>	浜岡の特徴に係る論点
	設計用模擬地震動の継続時間の設定	・設計用模擬地震動の振幅包絡線は <b>Noda et al.(2002)の方法を用いて地震規模等に基づき設定。</b> ・その <b>地震規模は、2011年東北地方太平洋沖地震(Mw9.0)の強震記録の距離減衰式から求められるMwは8.2～8.3程度であること、Noda et al.(2002)の方法の適用範囲の最大がMj8.5であることを踏まえ、Mj8.5で設定。</b> (当初申請から地震規模の設定値が変更、第745回審査会合のプレート間地震の審査コメント対応でNoda et al.(2002)の方法に用いる最大規模を当初申請から見直したことの反映) ・なお、上記のとおり、断層モデルを用いた手法による時刻歴波形の比較等によりSs-Dの継続時間を検証。	先行審査と共通の論点
断層モデルを用いた手法による基準地震動	策定方針	・Ss1,Ss2について、断層モデルを用いた手法による地震動評価結果において、Ss-Dを上回るケースから、 <b>Ss-Dを上回る周期で最大の応答スペクトルとなる地震動を基準地震動とする。</b> (当初申請から方針に変更はなく結果が変更、Ss1,Ss2ともに主としてプレート間地震の連動ケースをSsに設定)	先行審査と共通の論点
震源を特定せず策定する地震動の基準地震動	策定方針	・Ss1,Ss2について、標準応答スペクトルに基づく地震動及び2004年北海道留萌支庁南部の地震の基盤地震動に基づく地震動において、 <b>Ss-Dを上回る地震動を基準地震動とする。</b> (当初申請から方針に変更はなく結果が変更、Ss1,Ss2ともに標準応答スペクトルに基づく地震動が追加)	先行審査と共通の論点

## 2 基準地震動、基準津波の説明項目と論点に関する評価方針

# 基準津波（海域の活断層による地殻内地震の津波）

項目	論点	方針	備考
評価方針	津波評価の方針	・海域の活断層による地殻内地震について、 <b>プレート間地震との組合せの検討対象</b> （詳細は次々頁参照）であることを踏まえ、敷地への影響が相対的に大きいものを検討対象とし、波源モデルを設定して <b>津波評価に影響を与える主要な因子の網羅的なパラメータスタディ</b> を実施。	先行審査と共通の論点
	プレート間地震に伴う分岐断層、地殻内地震として考慮する活断層の選定方針	・海域の活断層について、これらが位置する南海トラフの特徴を踏まえ、分岐断層とされる知見があり顕著な地形的高まりとの関連が認められるものを <b>プレート間地震に伴う分岐断層</b> とし、それ以外を <b>地殻内地震として考慮する活断層</b> として選定し、津波評価を実施。 （地震動評価と同じ方針。なお、詳細は本日の本編資料参照。）	浜岡の特徴に係る論点
検討対象の選定	検討対象の選定方針	・活断層調査に基づき認定した地殻内地震として考慮する海域の活断層について、 <b>阿部(1989)の予測式により津波高を評価</b> し、敷地への影響が相対的に大きいものを検討対象とする地震として選定。 （→「御前崎海脚西部の断層帯の地震」、「遠州断層系の地震」、「A-5・A-18断層の地震」を選定。）	先行審査と共通の論点
	地震規模の設定	・地震規模は、 <b>土木学会(2016)の方法</b> を用いて、断層長さに対し武村(1998)の関係式により地震モーメントを算定し設定。	先行審査と共通の論点
津波評価	波源モデルの設定方針	・波源モデルは、 <b>土木学会(2016)の方法</b> を用いて、活断層調査結果に基づいて設定。	先行審査と共通の論点
	パラメータスタディの検討方針	・パラメータスタディは、 <b>土木学会(2016)に基づき、津波評価に影響を与える主要な因子として傾斜角、すべり角、断層上端深さの不確かさを考慮し、これらの組合せのパラメータスタディ</b> を実施。 傾斜角：同一断層内およびその周辺の断層の場所ごとの傾斜角の違いを考慮して、基準とする傾斜角 $\pm 10^\circ$ の範囲で設定。 すべり角：同一断層内の場所ごとの水平・上下方向の変位量の違い、および敷地周辺のプレートの沈み込み方向の違いを考慮し、基準とするすべり角 $\pm 10^\circ$ の範囲で設定。 断層上端深さ：土木学会(2016)に基づき、深さ0~5kmの範囲で設定。	先行審査と共通の論点

## 2 基準地震動、基準津波の説明項目と論点に関する評価方針

# 基準津波（海洋プレート内地震の津波）

項目	論点	方針	備考
評価方針	津波評価の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋プレート内地震について、<b>プレート間地震との組合せの検討対象外</b>（詳細は次頁参照）であることを踏まえ、敷地への影響が相対的に大きいものを検討対象とし、波源モデルを設定して津波評価を実施し、<b>敷地への影響がMw9クラスのプレート間地震の津波と比べて小さいことを確認する。</b></li> </ul>	先行審査と共通の論点
検討対象の選定	検討対象の選定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>文献調査に基づき想定した海洋プレート内地震について、<b>阿部(1989)の予測式により津波高を評価し</b>、敷地への影響が相対的に大きいものを検討対象とする地震として選定。 (⇒「御前崎沖の想定沈み込む海洋プレート内地震」を選定。)</li> </ul>	先行審査と共通の論点
	地震規模の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「御前崎沖の想定沈み込む海洋プレート内地震」の地震規模は、<b>南海トラフ沿いのフィリピン海プレートで発生した最大規模の過去地震に基づき、保守的にMw7.5で設定。</b></li> <li>その際、当該プレートと特徴が類似した海洋プレートで発生した地震の規模、海洋プレートの地域性を考慮した地震規模についても検討。 (地震動評価と同じ方針。)</li> </ul>	先行審査と共通の論点
津波評価	波源モデルの設定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>波源モデルは、<b>南海トラフで発生した過去地震の知見に基づき設定。</b></li> <li>波源位置は、予め特定することは困難と考え、<b>敷地前面の海溝軸沿いで敷地に近い複数箇所に設定。</b> (平面位置を波源の大きさの1/2程度を目安に移動させるとともに、共役断層の傾斜も考慮。)</li> </ul>	先行審査と共通の論点
	パラメータスタディの検討方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波評価の結果、海洋プレート内地震の津波による影響は、<b>Mw9クラスのプレート間地震の津波による影響と比較して明らかに小さいことを確認したことから、波源の断層パラメータに関するパラメータスタディまでは実施しないこととする。</b></li> </ul>	先行審査と共通の論点

## 2 基準地震動、基準津波の説明項目と論点に関する評価方針

# 基準津波（津波発生要因の組合せ）

項目	論点	方針	備考
評価方針	津波評価の方針	・浜岡敷地への津波影響はプレート間地震が支配的と考えられることから、津波発生要因に係るサイトの地学的背景、津波発生要因の関連性を踏まえ、 <b>プレート間地震とその他の津波発生要因との組合せ</b> を検討する。	先行審査と共通の論点
検討対象の選定	検討する津波発生要因の組合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべりおよび<b>海域の活断層による地殻内地震</b>について、地すべりはプレート間地震の地震動により発生し津波が重なる可能性があること、海域の活断層はプレート境界の上盤に位置しプレート間地震の破壊に伴い活動し津波が重なる可能性を否定できないことを慎重に考慮し、<b>それぞれプレート間地震との組合せ</b>を検討する。</li> <li>・一方、海洋プレート内地震および火山現象について、海洋プレート内地震は、海域の活断層とは異なり、プレート境界の下盤にその断層が位置しプレート間地震の破壊が伝播することは考えにくく、プレート間地震の津波と海洋プレート内地震の津波とが同時発生したことが確認された事例もないこと、火山現象は、プレート間地震から離れた地域にその波源が位置しており、またプレート間地震の津波と火山現象の津波とが同時発生することは考えにくく、それが確認された事例もないことから、いずれもプレート間地震との組合せは検討せず、敷地への津波影響がプレート間地震の津波と比べて小さいことを確認する。</li> </ul>	浜岡の特徴に係る論点
	検討対象とする波源モデルの選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜岡敷地への影響が非常に支配的なプレート間地震の津波は、影響が特に大きい時間は特定の時間帯に限られ、その他の時間帯の水位変動は相対的に小さいとの特徴を有している。また、敷地前面海域には港湾や防波堤がなく比較的一様な海岸線が広がっており、地形的要因によってプレート間地震とその他の津波発生要因の組合せの津波伝播状況が大きく変化しないと考えられる。</li> <li>・そこで、まず<b>プレート間地震</b>について、敷地への津波影響が最も大きいケースを検討対象として選定し、次に<b>その他の津波発生要因</b>について、敷地への津波影響が最も大きいケースを、プレート間地震の津波影響が特に大きい時間帯における影響も大きいことを確認したうえで<b>検討対象として選定</b>して、それらを組合せた津波評価を行う。</li> <li>・また、組合せた津波評価の結果、一体計算（同一波動場での津波計算）によってプレート間の津波影響よりも大きくなっていることを確認する。津波評価の結果、一体計算の影響等によってプレート間の津波影響よりも大きくならなかった場合には、検討対象としたもの以外のものも検討する。</li> </ul>	浜岡の特徴に係る論点
組合せの検討	津波を組合せる時間差の評価地点	・基準津波の策定における評価地点（敷地前面、1～5号炉取水槽、3,4号炉取水塔）を対象とする。	先行審査と共通の論点
	津波を組合せる時間差の検討方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海底地すべり、海域の活断層の地震は、プレート間地震を起因として、<b>海底地すべり等の地点にプレート間地震の地震動が到達する時間（<math>T_s</math>）から当該地点での地震動の継続時間（<math>T_d</math>）の時間範囲（<math>T_s \sim T_s + T_d</math>）で発生するものとし、この時間範囲において<b>組合せる時間差の網羅的なパラメータスタディを、数分以上である津波の周期より短い間隔（30s間隔）～十分短い間隔（3s間隔）まで段階的に、一体計算により実施する。</b></b></li> <li>・パラメータスタディ結果およびその傾向分析により、パラメータスタディが網羅的に行われていること、津波発生要因の組合せの結果として敷地に最も影響の大きい津波が選定できていることを確認する。</li> </ul>	先行審査と共通の論点

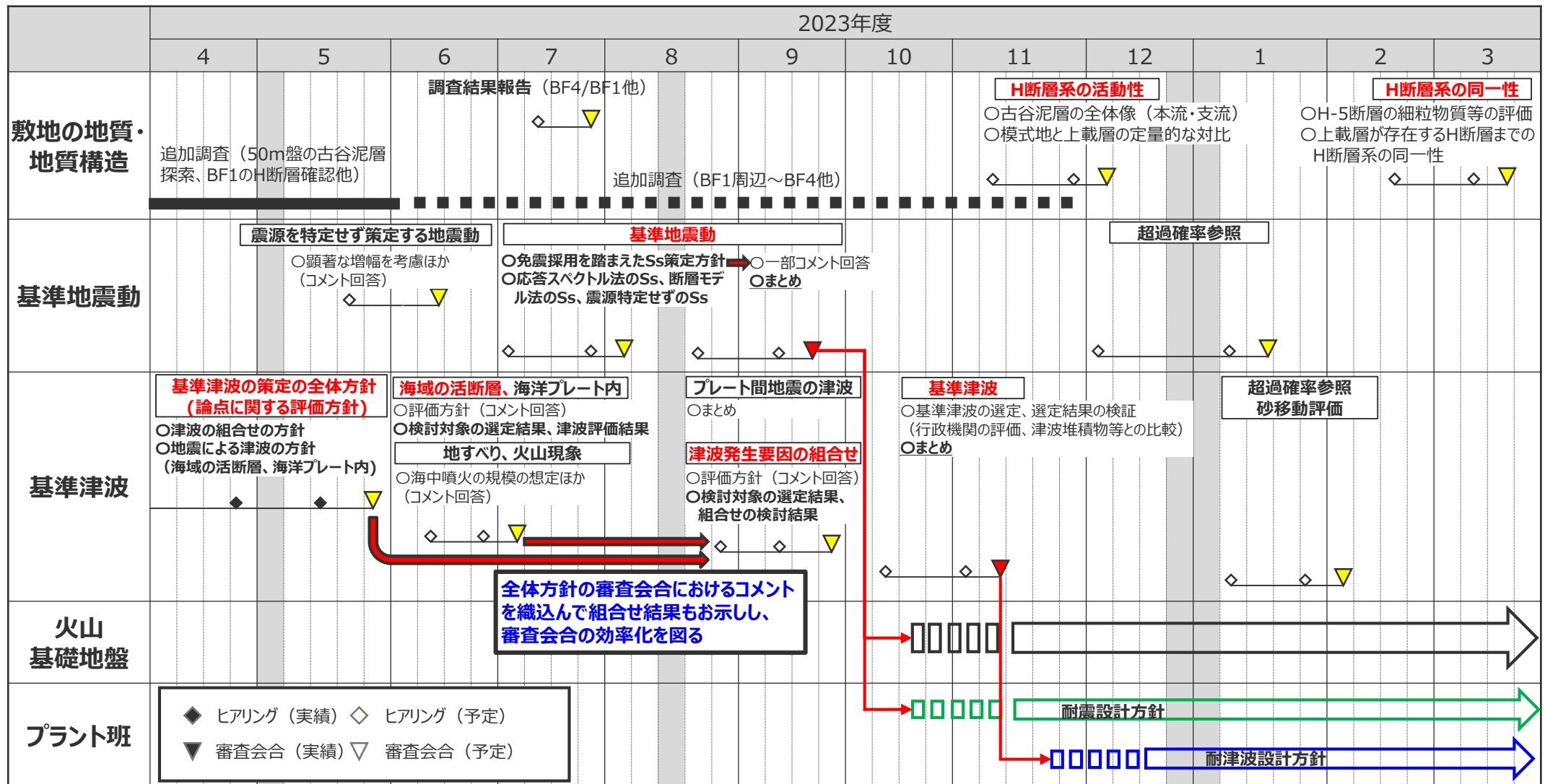


---

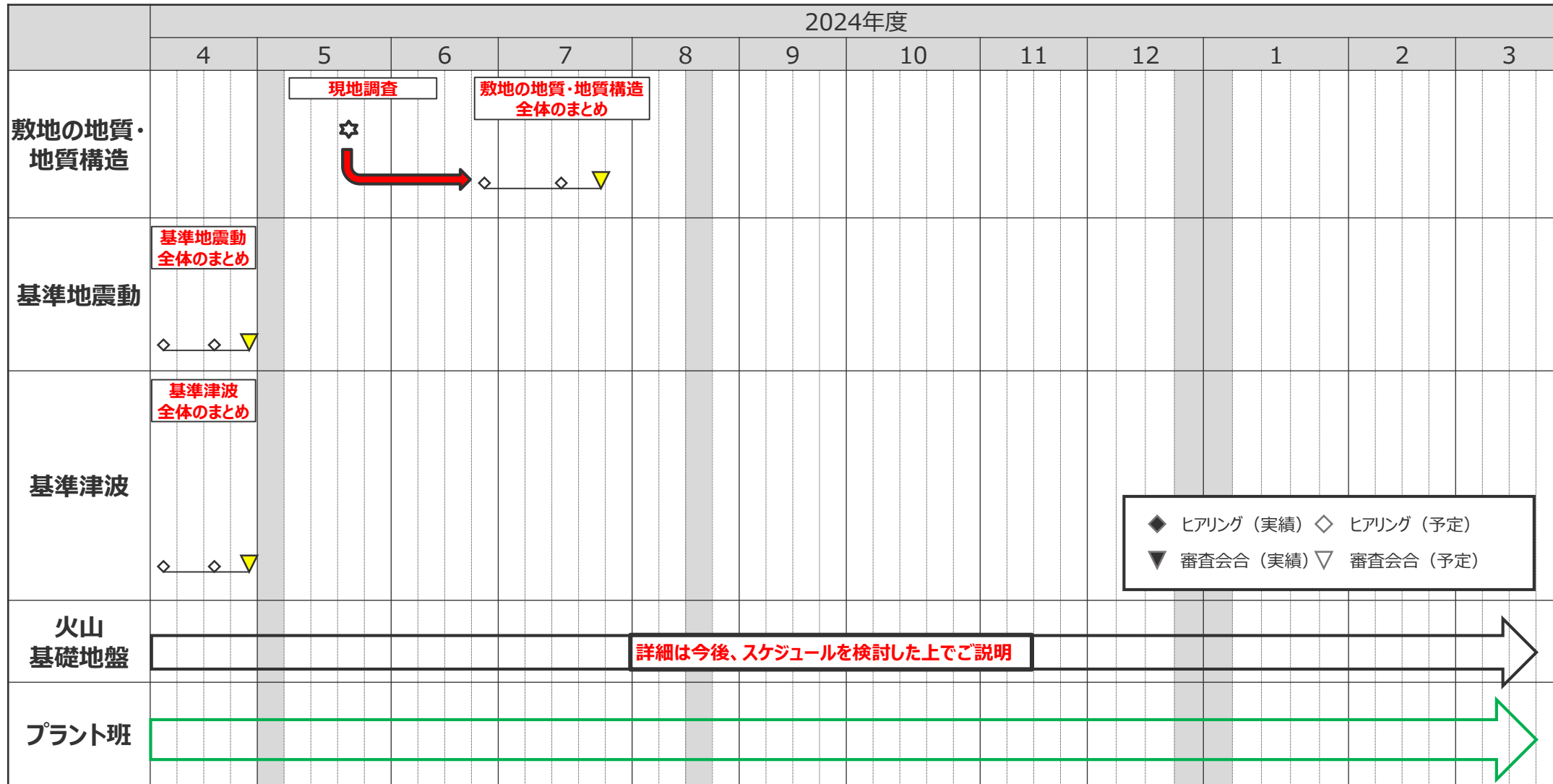
余白

# 3 審査スケジュール (1/2)

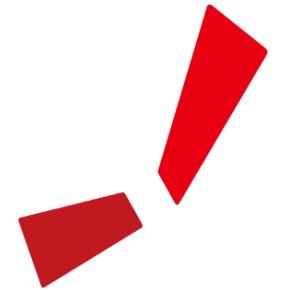
- 第1122回審査会合（2023年3月9日）に提示した基準地震動・基準津波等の審査スケジュールに対し、審査状況や資料の準備状況を踏まえた現状の希望スケジュールは以下のとおり。
- 概ね1ヶ月に1回浜岡の審査会合を実施いただけるよう適切な資料の提出に努め、2023年7月以降に基準地震動、基準津波の審査会合で議論いただくことを目指して対応を進め2023年秋頃からのプラント班審査再開に繋げていきたい。



### 3 審査スケジュール (2/2)



・今後の重要な論点を含む審査項目と考えているものを赤字で表記



中部電力